



< 企業再編 合算財務諸表はどのように作成されるのか >

合併時経審における合算財務諸表には、信頼性を担保するために、原則として公認会計士又は税理士による内容が適正である旨の証明書が添付されます。(下記囲み参照) すなわち、担当する公認会計士又は税理士が建設業法の趣旨に鑑みながら、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成された合算財務諸表であることを保証することとなるのです。

建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について 抜粋

また、これらの取扱いに当たっては、次の事項に留意すること。

- イ 信頼性を担保するため、審査基準日における財務諸表、存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等の合算又は存続会社の基準決算の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等の合算は、原則として公認会計士又は税理士による内容が適正である旨の証明があるものに限ること。
- ロ 財務諸表の科目等を合算する際には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に定める方法に準じて、各会社に係る投資勘定とこれに対応する資本勘定がある場合には相殺消去を行い、その他必要とされる項目についても同様に相殺消去を行うこと。

一般に公正妥当と認められる会計処理はひとつではありませんが、上記事務取扱いで、「各会社に係る投資勘定とこれに対応する資本勘定がある場合には相殺消去を行い、その他必要とされる項目についても同様に相殺消去を行うこと」とされています。

連結財務諸表の作成基準(主なもの)

連結財務諸表に関する会計基準より

連結会社の個別財務諸表の合算

↓
投資と資本の相殺消去

↓
債権と債務の相殺消去

↓
完工高外注費等の取引高の相殺消去

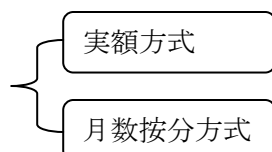
↓
未実現損益の消去

↓
税効果会計

したがって、合併に伴い実際の姿を表示するために、合併する会社相互間の相殺消去項目については、相殺消去が必要となります。**未実現損益の消去については、この文章からは読み取れません。**(注) また、連結財務諸表では、投資と資本の相殺消去において少数株主持分を計上しますが、合併時の合算財務諸表を作成するという趣旨から考えると必要ないのではないかと思います。**なお、経営状況分析における連結決算の取扱いでは、少数株主持分は自己資本の額から除かれています。**

(注) 連結財務諸表規則第9条では、「連結財務諸表提出会社の連結子会社に対する投資とこれに対応する当該連結子会社の資本との相殺消去その他必要とされる連結会社相互間の項目の消去をしなければならない。」としており、**相殺消去と限定していません。**

次に、損益計算書の数値の合算方法は、二つの方法があります。(この点については、WiseNET2012.7月号参照)



通常、貸借対照表の繰越利益剰余金と株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金とに差が生ずるため、この差額を株主資本等変動計算書で調整することが望ましいといえます。

その他にも、のれんの計上とか合算する資産負債は時価なのか帳簿価額なのかとかいろいろなことを考えなくてはなりませんが、いずれも建設業法の趣旨、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成していただくことになります。

W I S E N E T 編集部 松 村 清 (税理士)

参考：企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針

83 項 391 項 吸収合併消滅会社の最終事業年度の会計処理

83. 吸収合併が取得とされた場合の吸収合併消滅会社の最終事業年度の財務諸表は、吸収合併消滅会社が継続すると仮定した場合の適正な帳簿価額による。